

1. 機動的なポートフォリオ管理について

- 大手金融機関に対するモニタリングの中では、各行が、世界経済・金融市場の環境変化に対し、機動的なポートフォリオ管理が可能となっているかに注視している。
- 足元の市場動向をみると、米金利上昇と共に、新興国からの資金流出や一部では対ドルでの大幅な通貨安が見られており、現地における金融環境の急激な変化や債務者の信用悪化につながる恐れがないか、一部市場の混乱がグローバルな市場センチメントの転換へと波及していないか、当局としても日々の経済・市場動向を注視している。
- 各行においては、これまでも、ストレステストの実施を含め、ポートフォリオ管理の高度化を進めてきていると承知しているが、海外業務を拡大していく中で、引き続き、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けた対話を継続していきたい。

2. リスクアペタイトフレームワーク（RAF）について

- 厳しい収益環境にあって、各行においては、リスクアペタイトフレームワーク（RAF）を活用したリスクガバナンス態勢の構築に取り組んでいると承知している。各行においてはその活用を試行錯誤しながら取り組んでいるものと承知しているが、モニタリングを通じて確認された運営上の課題について紹介するので、今後の改善の参考にしていきたい。
- 一般に、RAFによる経営管理では、自社のビジネスモデルの個別性を踏まえたうえで、リスクキャパシティと対比して進んで受入れるべきリスクの種類と総量をリスクアペタイトとして定め、経営陣や取締役会によりリスクテイクの方針について議論・評価する枠組みとなることが期待されている。しかしながら、リスクテイクの計画値であるリスクアペタイトの設定において、損失限度額やリスクアセットの額といった従来のリスク管理指標を重視して採用したため、リターンを意識

した議論にはつながらなかった。こうした経験を踏まえ、リスクアペタイトの指標として、営業純益やROEなど、収益指標を設定し、どのようにリスク・リターンを意識した運営とするか、議論を深めている事例が見られた。

- また、リスクテイクの計画値であるはずのリスクアペタイトが、リスクの上限として意識された結果、計画値に達するまでの十分なリスクテイクが行われなかった経験を踏まえ、リスクテイクの目標水準と上限値を区別し、計画の達成に向けたリスクテイクを促す工夫が見られた。また、リスクアペタイトの上限だけでなく下限を設けるなど、リスクテイクを促すための工夫も見られた。
- このほか、リスクアペタイトの上限を超えた場合の対応についても、即座の調整が困難であった経験を踏まえ、上限に達する手前に協議を開始するプロセスを設け、早めの段階から、更にリスクテイクを許容するのか、それとも抑制するのか、といった検討を行う枠組みを設ける工夫が見られた。
- 当庁としては、引き続き、RAFの運営がリスク・リターンのバランスを取るための実効性を伴ったツールとして活用されるよう、各行と議論を継続していきたい。

3. 店舗等の構造改革について

- 国内では低金利環境の継続を背景に引き続き銀行にとって厳しい経営環境が続いており、各行とも、AI、RPAを活用した業務効率化や、店舗の在り方の見直し等、金融業を取り巻く変化に対応した構造改革に取り組んでいるものと承知している。また、18年3月期決算でも、一部の金融機関においては、将来を見据え、店舗関係などの構造改革費用の計上を行った旨を、会見等の場で説明されていたと承知している。今後、中長期的な企業価値向上に向けた重要な戦略が中期経営計画などでどのように位置づけられているか、戦略的な対応が先送りされていないか、議論していきたい。
- 店舗網の見直しでは、単に経費削減を目標とするのではなく、各行が

目指す金融サービス提供のあり方など、将来的なビジョンに沿った対応を期待している。

4. 銀行カードローンについて

- 銀行カードローンについては、1月末に検査結果の「中間とりまとめ」を公表し、当庁として銀行に期待する水準を目線として示した。各行においては、「中間とりまとめ」の結果も踏まえて、業務の見直しを進めているものと承知している。
- 検査対象行については、個別に改善状況の進捗をヒアリングしているが、好事例として、一部の金融機関においては、次のような取組みを進めている。
 - ・定年直後等、収入が減少する年齢等の顧客に対し、収入証明書の取得を開始し、新たに把握した収入に基づき審査を行った上で、契約更新時の利用停止や極度額を減額する措置を講じる等、多重債務の発生抑制および利用者保護に努めている事例
 - ・返済等に係る顧客の相談専用窓口を設け、条件変更の申出への対応を拡充するなど、顧客の立場に立った運営を行っている事例
- 1月末時点において検査対象外だった銀行に対して調査票を発出し、現在、回答をとりまとめているところであり、その結果を今後還元していきたい。

5. 全銀システムの稼働時間拡大を踏まえた金融犯罪対策について

- 全銀ネットにおいて、決済インフラの高度化等を図るため、平成30年10月9日に、全銀システムの稼働時間を24時間365日に拡大する予定と承知している。
- 稼働時間の拡大により、他行宛振込の即時着金時間帯が拡大されることから、振り込め詐欺等の特殊詐欺やインターネットバンキングの不正送金被害が新たに平日夜間・休日にも発生するおそれがあり、これらの被害を迅速に抑止するための対策等が必要との認識の下、全国銀

行協会・関係当局において議論・検討を行ってきた。

- 今般、全国銀行協会において、全銀システムの稼働時間拡大も踏まえた金融犯罪対策について通達を発出し、会員行に周知している。当該通達において、各行が体制整備に当たって検討すべき論点として、(平日夜間・休日における)捜査機関や振込利用顧客からの連絡・照会受付体制の整備のほか、インターネットバンキングの不正利用防止のためのモニタリングの実施、振込・送金等の上限金額の設定可能化等が示されている。
- 加えて、顧客向けのセキュリティ対策として、パソコンや無線 LAN の通信装置等について、未利用時は可能な限り電源を切断することや、振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定することなどを再周知・再徹底することとされている。
- 各行においては、これまでも金融犯罪防止のために各種対策を講じているものと承知しているが、引き続き、全銀システムの稼働時間拡大も踏まえ、金融犯罪の防止に万全を期してもらいたい。

(以上)